

地方消費税交付金（引上げ分）の用途について

（歳入）

地方消費税交付金	内 訳	備 考
571,000 千円	社会保障財源化分 299,095 千円	引上げ分（21分の11）
	一般財源 271,905 千円	現行分（21分の10）

（歳出）

（単位：千円）

事業名	金額	本年度の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	要援護対策事業費	20,870	3,165		6,025	6,470	5,210
	保育所運営費	727,371	13,490		53,243	101,516	559,122
	放課後児童クラブ推進事業費	100,470	38,244	19,900	12,604	20,488	9,234
	子育て支援事業費	63,260	17,290			29,805	16,165
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成（65才未満）	31,179	13,258		4,660	8,738	4,523
	重度心身障害者等医療費助成（65才以上）	51,297	20,168		7,182	14,295	9,652
	心身障害者医療費助成	9,634				6,638	2,996
	乳児妊産婦医療費助成	10,314	4,262		1,591	2,391	2,070
	幼児・児童・高校生等医療費助成	63,272	3,491		1,037	39,034	19,710
	ひとり親家庭等医療費助成	13,852	5,703		2,442	3,807	1,900
	感染症予防事業費	74,993	4,769			47,021	23,203
	すこやか親子推進事業費	42,288	5,984		606	18,892	16,806
合計	1,208,800	129,824		89,390	299,095	670,591	

備 考

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む。）については、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとされている。

（注）「社会保障4経費」…制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費